

県の主催するイベント等・公の施設に関する基本的な考え方

令和2年4月6日

県の対応方針（令和2年4月3日付け）に基づき、その適用として、宮崎市・東諸県郡圏域及び延岡市・西臼杵郡圏域については「感染確認地域」であることに変わりはない。ただし、宮崎市で感染者の発生が続いている状況を踏まえ、警戒を強める必要があり、できる限りの感染拡大防止対策を徹底するとともに、必要な活動を進める上では、より一層の慎重な対応を取ることとする。

《宮崎市・東諸県郡圏域における取扱い》

○ 県の主催するイベント等

不要不急のイベント等については、中止・延期・規模縮小等を個別に検討する。

（例）

- ・ 感染拡大警戒地域に滞在した方が多数参加することが見込まれるもの

○ 公の施設

感染拡大防止対策を徹底した上で、個別に利用制限の有無を判断する。屋外の施設については原則として開館等するものとし、屋内の施設を開館等する場合は感染拡大防止対策を強化する。

（例）

- ・ 施設内で特に来場者等の手が触れる場所（ドアノブ、手すり等）を定期的に消毒
- ・ 窓口業務を担当する職員の検温実施やマスク着用を徹底
- ・ 一度に施設内に入場する人数を制限する（50人以上は原則として控えるなど）
- ・ 施設内の換気を徹底する
- ・ 密集を避けるため、施設内のイスを撤去する、数を減らして間隔を空ける

○ 県立学校の再開について

感染拡大防止対策を徹底した上で、全ての県立学校について再開（詳細は別添参照）

- 1 感染者に対して積極的疫学調査を徹底することとし、濃厚接触者に対して、14日間、健康観察を実施するとともに、外出自粛など感染者を増やさないような行動を要請する。
- 2 県の主催するイベント等・公の施設について、基本的に以下のとおりとする。
 - (1) 県内で圏域ごとに取扱いを決めるイベント等・公の施設

国の専門家会議（4/1）が指摘する三地域※1について、県内の7圏域（二次医療圏単位※2）のどれに該当するかを設定し、地域ごとに取扱いを定める。

地域※1	一例	取扱い※4
(A) <u>感染未確認地域</u>	感染者の全ての濃厚接触者の健康観察期間が終了し、新たな感染者が出ていない	実施又は通常開館等を行う
(B) <u>感染確認地域</u>	感染者が一定数に収まっている	感染対策を徹底の上、状況に応じ、実施又は開館等を行う。
(C) <u>感染拡大警戒地域</u>	クラスターを含め感染者の発生が続発している	原則、中止・延期・規模縮小・利用制限等（以下「制限等」）を行う※4

※1 圏域ごとに1例目が発生した場合は(B)地域とするほか、該当状況は迅速に公表

※2 ①延岡市・西臼杵郡圏域、②日向市・東臼杵郡圏域、③宮崎市・東諸県郡圏域
 ④西都市・児湯郡圏域、⑤日南市・串間市圏域、⑥都城市・北諸県郡圏域、
 ⑦小林市・えびの市・西諸県郡圏域

※3 実施等に当たり、感染対策の工夫などについて福祉保健部が相談に応じる

※4 ただし、入学式など、参加者が限定され、かつ日程の変更や中止が困難なものは、感染対策を徹底し、個別に開催を検討する

(2) 県内の全域で、原則、制限等するイベント等

- ①全国から不特定多数の人々が集まる大規模なもの
- ②(i)換気の悪い密閉空間、(ii)人が密集している及び(iii)近距離での会話や発声が行われるという3条件が同時に重なるもの

(3) 実施等する場合には、高齢者や持病のある方など重症化リスクの高い方の参加の自粛を求めることを含め、感染対策（例は別紙）を徹底する。

3 県民や市町村等に対して、一律の要請は行わないが、県の方針を踏まえた対応を要請する。

4 高齢者、未就学児、障がい者（児）等が利用する社会福祉施設等（通所・短期入所等に限る）において、利用者及び職員に感染者が確認された場合には、直ちに当該施設等に休業（休業期間やその他の対応方針を県と協議の上、決定することを含む）を要請する。

ただし、この方針は、今後の感染の広がり等を見ながら適宜見直す。